平成 1 8 年 8 月 1 0 日 監 査 事 務 局 問 い 合 わ せ 先 監査事務局総務課 電話 03-5320-7011

知事と議論する会にかかる事前打合せ経費の支出を違法・不当としてその返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員 たかし 樺 Ш 同 土 屋 たかゆき 同 \equiv 栖 賢 治 筀 谷 勇 同

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後藤雄一

2 請求書の提出

平成18年6月23日

3 請求の内容

(1)主張事実

ア 要旨

- (ア) 平成18年1月31日、「~東京ビッグトーク~石原知事と議論する会」が15時~16時30分、入場者400人で「川淵三郎氏、原田宗彦氏、大林素子さんらをコメンテーター、白石真澄さんをコーディネーター」として開かれ、上記4名に謝金が支払われた。
- (イ)本件ビッグトークの謝金支払をみると、コメンテーターには1時間当たり26,000円、4時間、合計104,000円。コーディネーターの白石さんは「助教授」なので、1時間当たり23,000円、4時間で92,000円が支払われた。
- (ウ)都は、東京都職員研修所が外部講師の支払基準として作成した

「外部講師謝金支払基準」を本件ビッグトークの謝金の支払にも 適用している。

- (エ)コメンテーターのお一人を例に取ると、「本件外部講師謝金支払 基準」の1時間当たり13,000円を適用し、本件は講演受講者 が400人となり、基準にある400人以上は10割増を適用し、 時間単価が2倍の26,000円で計算している。
- (オ)出演者には30分早めに来て頂き打合せをしたとして、打合せ30分、本番1時間30分、あわせて2時間の講演としてコメンテーター3名に52,000円が支払われた。
- (カ)また、1月16日、13時~15時の2時間に打合せをしたとして、2時間の謝金が支払われている。この2時間の打合せも講演受講者が400人として時間単価を本番同様に2倍の26,00円の謝金を支払っている。
- (キ)しかし、400人以上の講演は1月31日の1時間30分だけだ。 30分前に来て頂いたとして2時間、これは100歩譲っても、1 月16日の打合せに2時間、1時間当たり2倍の謝金が支払われているのは納税者として納得できない。
- (ク)生活文化局担当者に「事前打合せ」の内容を聞くも、「電話などで内諾を頂いているが、お会いして正式にお願いし内容を打合せた」という。
- (ケ)見識・経験のある方にお願いするのに、2時間も面談してレク チャーが必要なのか。実際に2時間行っているのか疑問だ。
- (コ)上記事前打合せ2時間分は、支払う必要のない謝金で、違法・ 不当な支払である。

仮に事前打合せに正味 2 時間かかったとしても、打合せであり4 0 0 人の講演で明らかで、1 0 割増(2倍)の謝金を支払うのは事実と異なり、違法・不当な支払である。

- (サ)なお、監査結果次第では本件を東京地裁に提訴するので、本件 支払の支出命令者・支出負担行為者の役職名を特定し、監査結果 に記載するようお願いする。
- イ 賠償請求額及び計算方法
- (ア)コメンテーター

26,000円×3人×2時間=156,000円

(イ)コーディネーター

23,000円×1人×2時間=46,000円

(ウ)合計

202,000円

(2)措置請求

本件財務会計責任者に対し、個人の負担で金202,000円を返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成18年1月31日に開催された、平成17年度第2回~東京ビッグトーク~石原知事と議論する会(以下「本件議論する会」という。)の事前打合せにかかる経費の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

生活文化局を監査対象とした。

また、都職員研修所(以下「研修所」という。)に対し、関係人調査を 行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述 を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成18年7月26日に生活文化局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1)本件議論する会の実施については、平成17年11月8日付17生 広聴管第423号により決定されており、その主な内容は次のとおり である。

ア テーマ スポーツと都市

イ 日 時 平成18年1月31日(火曜日) 15時から16時30分まで

ウ 場 所 都庁大会議場(第一本庁舎5階)

工 出席者等

(ア)コメンテーター 3名~4名

(イ)コーディネーター 1名

(ウ)参加 者 公募による都民約500人

(2)本件議論する会におけるコメンテーター及びコーディネーター(以下「助言者等」という。)については、平成17年12月16日付17 生広聴管第509号及び平成18年1月10日付17生広聴管第55 8号により、次のとおり、決定されている。

ア コメンテーター

(ア)川淵三郎(財団法人日本サッカー協会キャプテン)

(イ)原田宗彦(早稲田大学スポーツ科学学術院教授)

(ウ)大林素子(スポーツキャスター)

イ コーディネーター

白石真澄(東洋大学経済学部助教授)

(3)外部講師謝金支払基準について

研修所は、研修所が実施する研修における外部講師に対する謝金の支払基準として外部講師謝金支払基準(昭和46年4月1日付46東職研第153号。以下「本件支払基準」という。)を策定している。

本件議論する会の謝金支払に準用された1時間当たり支払額(以下「単価」という。)及び受講者の人員による割増し(以下「本件割増し」という。)についての該当部分は、次のとおりである。

ア 単価について

(別表)

区分			単 価
一般	Α	大学教授、著名民間専門家等	13,000円
基準	В	大学助教授、民間専門研究者等	11,500円

イ 本件割増しについて

1時間当たりの謝金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額の割増しを行うものとする。

(ア)400人以上・・・・・・10割

(イ) 150人以上400人未満・・・5割

(4)事前打合せについて

広報広聴部長、広聴管理課長及び担当係長が、平成17年12月20日、同月21日、平成18年1月16日及び同月26日に助言者等を訪問していることが旅行命令簿の記載から確認された。

(5)本件議論する会にかかる謝金の支払について

平成18年2月17日に、コメンテーターについては一人当たり10万4,000円、コーディネーターについては9万2,000円が支払われた。

2 監査対象局の説明

- (1)東京ビッグトークについて 都においては、
 - ア 都政の重要課題についての提言等を集会の場を通じて、知事が直接都民から聴く。
 - イ 知事自身が肉声で政治方針や都政の方向性を都民に直接発信して いく。
 - ウ 会の開催を通して、都民と都政のより良いコミュニケーションを 確保するとともに、信頼関係を構築する。

ということを目的に、~東京ビッグトーク~石原知事と議論する会(以下「東京ビッグトーク」という。)を開催している。

具体的には、知事と数名のコメンテーターが、コーディネーターの進行により、都民を交えて議論を行う形で開催しており、コメンテーター等については、その時々のテーマに合わせて、見識のある著名な専門家などを招へいしている。

(2)本件監査請求にかかる事実関係について

ア 本件議論する会について

(ア)平成18年1月31日15時から16時30分まで、都庁第一本庁舎5階大会議場において、「スポーツと都市」をテーマに本件議論する会を開催した。

開催の趣旨は、平成19年2月に開催することとなった東京マラソンや、平成28年のオリンピック招致を視野に入れ、多くの人が集まるスポーツイベントを東京で開催する意義について考えようというものであった。

(イ)当日は、知事、コメンテーターとして川淵三郎氏、原田宗彦氏、 大林素子氏の3氏、コーディネーターとして白石真澄氏の計5名 が登壇し、議論を行った。参加者については500人を募集した 結果、都民等400人が参加し、このうち2名の都民がテーマに 関する提案・意見を述べた。

なお、この様子は庁内放送のCHTVで中継放送された。

イ 謝金支払について

助言者等への謝金については、研修所の本件支払基準を準用して 支払った。

支払額は、一人につき、本件支払基準に定める単価に、本件割増 し分及び支払対象時間を乗じて算定している。

単価は、コメンテーター3名については1万3,000円、コーディネーターについては1万1,500円である。

本件議論する会の募集人員が500人であることから、受講者が400人以上の場合、10割増しを行うとした規定を準用し、受講人員による割増しを行った。

支払対象時間は、事前打合せ2時間、当日打合せ30分、本件議論する会の開催時間1時間30分の合計4時間である。

支払額は、コメンテーター3名については一人当たり10万4,000円、コーディネーターについては9万2,000円、4名分合計で40万4,000円である。

謝金は、平成18年2月17日に各口座への振込みにより支払った。

ウ 事前打合せについて

東京ビッグトークについては、まずテーマを決め、テーマにふさわしい助言者等を選任した後、コーディネーター及び各コメンテーターと事前に打合せを行った上で開催している。

事前打合せは、テーマの趣旨を説明し、知事や他のコメンテーターの考え方、都の取組状況、その他関連する情報を伝えるとともに、コメンテーター自身の考え・意見等も聞いて大筋の流れを整理し、必要な調整を行うためのものである。

具体的には、直接会って打合せを行う面談のほか、面談結果を踏まえて整理した大筋の流れや都民発言者の情報など、開催までに改めて調整が必要な事項について電話等での打合せ、資料の確認等、東京ビッグトーク開催までに必要な準備を行っている。

このうち、本件議論する会にかかる面談については、いずれも広報広聴部長、広聴管理課長及び担当係長の3名が直接本人と会って、下記のとおり打合せを行った。

- (ア)川淵三郎氏とは、平成18年1月16日13時過ぎから14時 過ぎまで、財団法人日本サッカー協会の会長室で行った。
- (イ)原田宗彦氏とは、平成17年12月21日15時30分過ぎから17時頃まで、早稲田大学東伏見キャンパスの原田研究室で行った。
- (ウ)大林素子氏とは、平成18年1月26日16時頃から17時30分前まで、東京ステーションホテル1階「ガーネット」で行った。
- (エ)白石真澄氏とは、平成17年12月20日17時頃から18時 過ぎまで、東京ステーションホテル2階「赤れんが」で行った。

(3)本件監査請求について

ア 謝金の算定基準について

本件議論する会の謝金支払に当たって準用した本件支払基準は、 都職員を対象にした研修の外部講師に対する謝金の基準を定めたも のである。

本件議論する会と職員向けの研修では、本来、質が異なるが、他に準用できるような都民向けシンポジウム等の基準がないため、本

件支払基準を準用したものである。

イ 事前打合せに謝金を支払うことについて

東京ビッグトークは、知事が都政の重要課題について、多くの都 民を前に数名のコメンテーターと議論を行う形で都民に都政の方向 性等を発信し、また都民の意見を直接聴く重要な機会である。

このため、限られた時間の中でスムーズにトークを進行させ、有 意義な議論となるようにするためには、コメンテーターやコーディ ネーターとの事前の調整が非常に大事であり、不可欠である。

特に、コメンテーターは、見識・経験が豊富であるからこそ、その中からテーマに沿った話をしてもらうため、事務局との調整が必要である。

このように、東京ビッグトークは、事前打合せがあってこそ内容 を充実させて成果を得ることができるものである。

したがって、事前打合せについては、本件支払基準に具体的な定めはないものの、東京ビッグトーク開催には必要不可欠であることから、助言者等においては極めて多忙な中にあっても、準備のために必ず時間を割いていただくようお願いしているものであり、謝金の対象とすることは当然であると考えている。

その際、事前打合せ時間については、面談とその後の調整や資料の確認等のための必要最小限の時間として、事務局で2時間と設定したものであり、当局が所管して以来、同様の取扱いをしている。

ウ 割増しについて

本件割増しについては、開催される会の規模に応じたものであり、 単価に本件割増しを乗じた額を東京ビッグトークにおける謝金算定 の基礎額と考えており、この基礎額に支払対象時間を乗じて支払額 としている。

したがって、事前打合せについても割増しした基礎額を用いている。

(4)結論

以上のことから、都が本件議論する会の助言者等に対して、事前打合せ2時間分を支払ったこと、及び、割増しを行ったことについて、何ら違法・不当はない。

したがって、本件財務会計責任者に対し、個人の負担で返還するよう求める必要はないものと考えている。

なお、民間における状況について調査したところ、事前打合せにどれだけ拘束されるか、発表準備のための調べ物が必要かどうかなど本人にかかる負担やテーマにより条件は異なるが、1時間半のシンポジウム出演に対し、川淵氏で20万円から100万円、大林氏で100万円から150万円の謝金が相場であると聞いている。

3 判 断

本件請求において請求人は、本件議論する会の開催に当たって、助言者等に支払われた謝金のうち、事前打合せ相当分について、以下のように、違法・不当であると主張し、その返還を求めているものと解される。

- ア 見識・経験のある助言者等に対して面談によるレクチャーを行う必要があるのか、また、実際に行っているのか疑問であり、支払う必要はないこと。
- イ 仮に事前打合せが行われたとしても、打合せであり、割増しを行う 必要はないこと。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明並びに 関係人調査の結果に基づき、次のように判断する。

(1)本件支払基準について

ア 本件支払基準を準用したことについて、監査対象局から次のとお り説明があった。

本件支払基準は、都職員を対象とした研修の外部講師に対する謝金の支払基準を定めたものであり、本件議論する会の謝金算定に使用することは、質の異なるものであるが、都においては、本件議論する会のようなシンポジウム等に使用できる支払基準が策定されていないことから、本件議論する会の謝金算定に当たっても準用することとした。

イ 関係人調査において、研修所から次のような説明があった。 本件支払基準は、研修所が実施する研修における講師に対する謝 金支払の基準である。職員を対象とした研修のための基準であり、 その他講演等の講師に対する支払基準として準用することについて は、各局等の判断である。

本件支払基準は、研修所が都職員を対象に実施する研修における講師への謝金の支払について定めるものであり、各局が研修以外の講演等に使用することについては主催する局の判断によるとされているため、本件議論する会の謝金の支払に本件支払基準を準用したことは、質が異なるものではあるものの、他に使用できる基準が策定されていないことからすると、理解できる。

(2)事前打合せについて

- ア 事前打合せの趣旨について、監査対象局から次のとおり説明があった。
- (ア)本件議論する会は、知事が都民を前に助言者等と議論する形で 都政の重要課題についての方向性等を示す重要な機会であり、限 られた時間の中でスムーズかつ有意義な議論が行われるためには、 テーマの趣旨や知事等の出演者の考え方、都の取組状況等につい て説明を行い、大筋の流れを整理する等の事前打合せを行うこと が不可欠である。
- (イ)事前打合せは、面談による打合せのほか、面談結果を踏まえて 整理した大筋の流れ等についての電話等での調整、資料の確認等 を行うものである。
- イ 面談による事前打合せについて、広報広聴部長、広聴管理課長及び担当係長が、平成17年12月20日、同月21日、平成18年1月16日及び同月26日に助言者等を訪問していることが旅行命令簿の記載から確認された。

事前打合せについては、限られた時間内で円滑な進行が図られるよう、助言者等にテーマを周知し、大筋の流れの調整等を行う機会を設けたものであり、知事が直接都民に対して都政の重要課題に関する方向性を発信するという本件議論する会の重要性からすると、本件議論

する会を成功裡に進めるための監査対象局の対応として理解でき、必要がないとは認められない。

また、旅行命令簿から、事前打合せの一環として、面談による打合 せが行われたことが認められる。

- (3)事前打合せ相当分の謝金の支出について
 - ア 監査対象局から次のとおり説明があった。
 - (ア)事前打合せは、本件議論する会の円滑な実施に不可欠であることから、助言者等においては極めて多忙の中、準備のために必ず時間を割いてもらうため、支払対象に含めている。
 - (イ)事前打合せは、面談とその後の調整や資料の確認等のための必要最小限の時間として、2時間と設定したものであり、これまでも同様の取扱いをしている。
 - (ウ)本件割増しについては、開催される規模に応じたものであり、 単価に本件割増しを乗じた額を謝金算定の基礎額と考えており、 事前打合せについても割増しした基礎額を用いている。
 - イ 助言者等への謝金の支出に当たって、事前打合せを支払対象に含める理由については、起案文書に記載されていない(平成18年2月6日付17生広聴管第641号)。

事前打合せを支払対象としたことは、前記(2)に記したように、 事前打合せが不可欠であり、助言者等に必ず時間を割いてもらうよう 依頼したことからすれば、監査対象局の判断として、理解できる。

その際、事前打合せを2時間と設定したことは、助言者等に対し、 事前打合せの目的を達成するための対価として、一定時間分の謝金を 支払うという条件を定めたものと考えられることから、監査対象局と して、過去の実績等から最低限2時間が必要であるとしたことをもっ てすれば、謝金対象時間として2時間と定めたことが、不合理なもの とは認められない。

また、単価に本件割増しを乗じた額を謝金算定の基礎額としたことは、本件割増しの要件が、開催される会の規模に応じたものであることから、謝金算定の基礎となる額を開催する会の規模に合わせたもの

にすぎず、このような取扱いが合理性を欠くものとは認められない。

したがって、監査対象局が、本件議論する会の謝金の支出に当たって、 事前打合せ相当分を支払対象に含めたこと、及び、単価に本件割増しを 乗じた額を謝金算定の基礎額としたことについて、不合理な点があると はいえず、事前打合せ相当分について支払う必要がないとは認められな い。

しかしながら、本件議論する会の支出額の決定に当たっては、事前打合せを支払対象に含めた理由が明示されていないなど不明確な点が見受けられたことから、監査対象局においては、事務処理のあり方を検討する必要がある。

4 結論

本件議論する会の謝金のうち、事前打合せ相当分については、打合せであり、謝金を支払う必要がない、また、仮に支払うとしても、割増しを行う必要はないとして、その経費の返還を求める請求人の主張には理由がない。

注 報告書中における役職名等については、本件議論する会開催当時のものである。

資料(東京都職員措置請求書等)

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

要旨)

- 1. 平成 18 年 1 月 31 日、「東京ビッグトーク~石原知事と議論する会」が 15 時~16 時 30 分、入場者 400 人で「川淵三郎氏、原田宗彦氏、大林素 子さんらをコメンテーター、白石真澄さんをコーディネーター」として 開かれた、上記 4 名に謝金が支払われた。
- 2. 本件ビッグトークの謝金支払いをみると、コメンテーターには 1 時間当たり 26,000 円、4 時間、合計 104,000 円。コーディネーターの白石さんは「助教授」なので、1 時間当たり、23,000 円、4 時間で 92,000 円が支払われた。
- 3. 東京都は、東京都職員研修所が外部講師の支払い基準として作成した 「外部講師謝金支払い基準」を本件ビックトークの謝金の支払いにも適 用している。
- 4. コメンテーターのお一人を例に取ると、「本件外部講師謝金支払い基準」の 1 時間当たり 13,000 円を適用し、本件は講演受講者が 400 人となり、基準にある 400 人以上は 10 割増を適用し、時間単価が 2 倍の 26,000円で計算している。
- 5. 出演者には 30 分早めに来て頂き打ち合わせをしたとして、打ち合わせ 30 分、本番 1 時間 30 分、あわせて 2 時間の講演としてコメンテーター3 名に 52,000 円が支払われた。
- 6. また 1 月 16 日、13 時~15 時の 2 時間に打ち合わせをしたとして、2 時間の謝金が支払われている。この 2 時間の打ち合わせも講演受講者が 400 人として時間単価を本番同様に 2 倍の 26,000 円の謝金を支払っている。
- 7. しかし 400 人以上の講演は 1 月 31 日の 1 時間 30 分だけだ。30 分前に来て頂いたとして 2 時間、これは 100 歩譲っても、1 月 16 日の打ち合わせに 2 時間に、1 時間当たり 2 倍の謝金が支払われているのは納税者として納得できない。
- 8. 生活文化局担当者に「事前打ち合わせ」の内容を聞くも、「電話などで

内諾を頂いているが、お合いして正式にお願いし内容を打ち合わせた」 という。

- 9. 見識・経験のある方にお願いするのに、2 時間も面談してレクチャーが必要なのか?実際に2時間行っているのか疑問だ。
- 10. 上記事前打ち合わせ2時間分は、支払う必要のない謝金で、違法・不当な支払いである。

仮に事前打ち合わせに正味 2 時間かかったとしても、打ち合わせであり 400 人の講演で明らかで、10 割増(2倍)の謝金を支払うのは事実と異なり、違法・不当な支払いである。

- 11. よって、本件財務会計責任者に対し、個人の負担で金 202,000 円を返還させるよう求める。
- 12. なお、監査結果次第では本件を東京地裁に提訴するので、本件支払いの支出命令者・支出負担行為者の役職名を特定し、監査結果に記載するようお願いする。

賠償請求額、及び計算方法)

コメンテーター 26,000 円 x 3 人 x 2 時間 = 156,000 円 コーディネーター 23,000 円 x 1 人 x 2 時間 = 46,000 円 合計・・・・・・・・・・・・・202,000 円

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措 置を求める.

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 平成18年6月23日付請求人作成の「陳述書」と題する文書
- イ 昭和46年4月1日付46東職研第153号「外部講師謝金支払基準」 の写し